

## 平成23年第5回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成23年9月7日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率について  
(町長提出)
- 日程第 2 報告第 2号 平成22年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 1号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 5号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 6号 那珂川町暴力団排除条例の制定について (町長提出)
- 日程第 9 議案第 7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正  
について (町長提出)
- 日程第10 議案第 8号 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
(町長提出)
- 日程第11 議案第 9号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第12 議案第10号 平成23年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議  
決について (町長提出)
- 日程第13 議案第11号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決につ  
いて (町長提出)
- 日程第14 議案第12号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について  
(町長提出)

- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 1 8 認定第 1 号 平成 2 2 年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 1 9 認定第 2 号 平成 2 2 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 2 0 認定第 3 号 平成 2 2 年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 2 1 認定第 4 号 平成 2 2 年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 2 2 認定第 5 号 平成 2 2 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 2 3 認定第 6 号 平成 2 2 年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 2 4 認定第 7 号 平成 2 2 年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 2 5 認定第 8 号 平成 2 2 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 2 6 認定第 9 号 平成 2 2 年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 2 7 認定第 1 0 号 平成 2 2 年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)
- 日程第 2 8 認定第 1 1 号 平成 2 2 年度那珂川町武茂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 1 2 号 平成 2 2 年度那珂川町大内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 3 0 認定第 1 3 号 平成 2 2 年度那珂川町大山田財産区特別会計歳入歳出決算の認定

について

(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
ケーブル テレビ放送 センター室長	増子定徳君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	手塚孝則君	健康福祉課長	郡司正幸君
建設課長	秋元彦丈君	農林振興課長 補佐	穴山喜一郎君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	塚原富太君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長 補佐	橋本民夫君	生涯学習課長	小川一好君
農林振興課 付長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 田村正水 書記 板橋了寿  
書記 岩村照恵 書記 北條清

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

#### 報告第1号の報告、質疑

議長（川上要一君） 日程第1、報告第1号 平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さんおはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

平成22年度決算に基づき算出されました、健全化判断比率及び資金不足比率とも、国の基準以下となり、前年度数値を下回ることとなりました。健全化法上においても、指数が好転し、健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。内容の詳細について担当課長から説明をさせます。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率につきまして補足説明を申し上げます。

1の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、普通会計を初めすべての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。実質公債費比率につきましては、基準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成21年度の12.0%に対し、平成22年度は10.9%となりました。

実質公債費比率が減少した主な要因といたしましては、国の雇用対策地域資源活用臨時特例債の創設、町税の減収等により、普通交付税が増額となり、分母となる標準財政規模が増額したこと、分子となる実質的な公債費が減少したため、標準財政規模における実質的な公債費の償還割合が減少したためであります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計、特別会計についての地方債や職員の退職手当等支給予定額が将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に交付税に算入される地方債や、将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除して算出した比率であります。

これにより、平成21年度においては57.7%であったものが、平成22年度は33.0%となりました。

昨年度に比較し、将来負担比率が減少した主な要因といたしましては、実質公債費比率と同様に普通交付税が増額となり、分母となる標準財政規模が増額し、分子となる将来負担額において、普通会計及び特別会計における地方債の現在高が減少したことに加え、充当可能基金の財政調整基金や減債基金が増額したことにより将来負担額が減少し、将来負担比率が減少する要因となりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、

簡易水道事業特別会計とも資金不足が生じていないもので、当該数値は該当なしとなっております。

3の監査委員の意見につきましては別紙をごらんください。

以上で平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

#### 報告第2号の報告、質疑

議長（川上要一君） 日程第2、報告第2号 平成22年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） ただいま上程されました、報告第2号 平成22年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告についてご報告申し上げます。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、略して地教行法といいますが、第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図り、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するものです。

報告書の主な内容は、教育委員会の平成22年度の事務事業について、教育委員会の活動と教育に関する事務の執行状況の大きく2つに区分し、記載しております。

まず、教育委員会の活動においては、22年度の活動状況として、教育委員会会議、学校訪問及びその他の活動を掲げ、評価委員から各項目についてご意見をいただき、それら意見を踏まえて今後の活動の方向性を記載したものであります。

次に、教育に関する事務の執行状況においては、学校教育の充実と生涯学習の充実に区分し、記載しております。それぞれ事務事業の実施状況と課題等を掲げ、学校教育の充実では、非常勤講師等の配置事業など13事業を、生涯学習の充実では、社会教育推進事業など8事業を掲げ、評価委員から学校教育の充実、生涯学習の充実ごとにご意見をいただき、それらを踏まえて今後の事業の方向性をそれぞれ記載したものです。

なお、評価委員には、学識経験者として、昨年度に引き続き元教育長の古澤實氏及び元小学校長の小川成一氏と、新たに元小学校PTA会長の岡幹郎氏の3氏を委嘱申し上げ、評価をいただいたところです。

詳細につきましては、事前送付いたしました報告書記載のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

議長（川上要一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

#### 議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、議案第1号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第4、議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第5、議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、以上3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号から議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第2項の規定により、その定数は3人以上とし、市町村の条例で定めるとされていることから、那珂川町税条例第78条において、定数を3人と定めており、地方税法第423条3項の規定により、議会の同意を得て町長が選任すると定められております。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております、篠江求氏、小幡勝壽氏、船山義三氏の3名は、本年11月27日をもって3年間の任期満了となりますので、新たな委員として3名を選任いたしたく、議会の同意をいただくものであります。

議案第1号の秋元正吾氏につきましては、高等学校事務長を退職後、小川第2行政区長、那珂川町行政区長連絡協議会においては副会長を務められ、現在、まちづくり審議会の委員も務めております。

第2号の荒井照通氏につきましては、保護司、民生委員を務められ、現在まちづくり審議会の委員も務められております。

第3号の、小幡一美氏につきましては、信用金庫に勤務の傍ら、体育指導委員として主に陸上種目において尽力をいただいております。

3名の方々は、それぞれさまざまな分野で活躍され、地域におかれましても人望も厚く、人格見識ともに申し分のない方々であります。

議会の賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ございませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第6、議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について、日程第7、議案第5号、那珂川町教育委員会委員の任命同意については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号及び議案第5号 那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、那珂川町教育委員会委員並びに教育長としてご尽力いただきました、桑野正光氏から、一身上の都合により退職願いが提出され、本年9月30日をもって退職することについて、同意をいたしました。桑野教育長におかれましては、平成16年4月からなす風土記の丘資料館長として、また、平成19年11月からは那珂川町教育委員会委員並びに教育長として誠心誠意教育行政の発展に努められ、町教育の振興にご尽力をいただきました。この場をかりま

して、深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重な人選を進めてまいりました結果、新たに小川成一氏を任命するものであります。

議案第4号は、前任者の在任期間の11月28日までの任命であり、議案第5号において、11月29日以降についても引き続き任命をするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

小川氏は、那珂川町松野在住で、昭和46年4月から教職員として主に町内小学校に勤務され、平成7年4月大山田小学校教頭、平成10年4月小砂小学校長、平成12年4月大山田小学校長、平成15年4月馬頭小学校長を歴任され、平成20年3月に退職されるまで、37年間の長きにわたり、本町学校教育の振興のために務めてこられた方であります。退職後は、本町の学校教育並びに社会教育の推進のため、教育委員会評価委員、社会教育委員会委員、体育指導委員、スポーツ少年団本部長や保護司など、多種多様な分野においてご協力、ご活躍をいただいているところであり、那珂川町の発展のためにご尽力をいただいておりますことは周知のとおりであります。那珂川町教育委員会委員として、人格、識見ともに適任者であり、ここに提案をいたすものであります。

参考までに、現在の教育委員は、平塚正一郎氏、青柳久子氏、藤田峰子氏、高田榮順氏、今回退職される教育長の桑野正光氏の5名の委員であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。  
議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ただいま小川さんについて町長のほうから説明を受けたんですが、今、私はよくは知らないんですが、やっぱりそういう点では人間性とかそういう点では問題ないんだろうと思うんですが、その辺の評価というか、あれが具体的に知れたら教えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 任命制度についてであります。それ以前に、人格、識見を有する人であるということで任命をしたわけですが、これは任命にかかわることですけれども、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及

び文化等に関し見識を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということであります。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私はそういうことではなくて、ふだんの教員とか保護司とかいろいろやっている立派な方だと思うんですが、具体的に日常の中で地域での評価とかそういうことを基準にして選んだかどうかということを知りたいということなんです。

町長（大金伊一君） まさにそのとおりであります。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 地域の評価で別に何の問題も出なかったということによろしいんでしょうか。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） よろしいと思います。

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第 8、議案第 6 号 那珂川町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第 6 号 那珂川町暴力団排除条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、暴力団は、国民からの激しい批判に挑戦するかのようになり、組織勢力を誇示し、手段を選ばぬ資金獲得活動により、社会の各層に食い込もうとしており、栃木県においても、暴力団員による拳銃使用の殺人事件や行政機関に対する不当要求事件などが相次いでおり、組織の威力を背景として、平穏な県民生活にさまざまな形で触手を伸ばしている現状と聞いております。

栃木県警察本部においては、暴力団の組織と活動が潜在化しており、資金獲得活動が多様化する傾向を踏まえて、現行の暴力団対策法を初め、あらゆる法令を駆使して取り締まりを実施しております。

このような情勢を踏まえ、栃木県では暴力団の排除を目的とした県内初の条例、栃木県暴力団排除条例が 4 月 1 日から施行され、暴力団と対峙し、決別する上での後ろ盾となり、社会全体で暴力団を孤立化させる大きな契機になるものと期待されております。

この条例においては、県、県民及び事業者が暴力団の排除のためになすべきこと、してはならないことを明らかにし、社会全体で暴力団と対決していく姿勢を明確に示したもので、次の 3 項目、第 1 に、暴力団を利用しない、第 2 に、暴力団に資金を提供しない、第 3 に、暴力団を恐れないを基本理念とし、暴力団の排除を強力に推進するものであります。

一方、町においては、施設の利用に関して、各設置条例において、暴力団員等の利用を制限させる条項がありますが、これを適用することは現実的に難しい面もあります。

そこで、県の暴力団排除条例と同様に、町においても栃木県及び那珂川警察署、その他関係機関と連携し、行政、町民及び事業所とともに暴力団の排除に向けて、一歩前進しようとするものであります。県の条例と町の条例による暴力団が一掃されるわけではありませんが、法制化を強めることにより、暴力団を孤立化させ、暴力団の収入減を断つことを目指し、安

心・安全なまちづくりのためにも制定するものであります。

内容の詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、那珂川町暴力団排除条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の制定については、栃木県暴力団排除条例の制定に伴い、栃木県警察本部から県と市町の連携のために、県内各市町においても制定されたい旨の要望がなされております。

それでは、条例の各条項の説明を申し上げます。

第1条は、目的であり、本条例の趣旨を要約するとともに、制定目的を明記したものであります。

第2条は、定義であり、本条例における用語の意義を規定したものであります。

第3条は、暴力団の排除を推進する上での基本理念を規定したものであります。

第4条は、町の責務であり、前条の基本理念に則し、暴力団を排除していく上で中心的役割を担う町の責務を規定したものであります。

第5条は、町民等の責務であり、暴力団の排除に関する重要性にかんがみ、第1項において、町民の責務、第2項において事業者の責務、第3項において町民等による情報提供に関する努力義務について規定したものであります。

第6条は、町の事務及び事業における措置であり、公共工事を初め町が実施する事務及び事業全般から暴力団を排除するため、暴力団員やその密接な関係者を入札から排除するとともに、暴力団員等による不当要求に対し、適切な対応を図るため、町が必要な措置を講ずることを規定したものであります。

第7条は、公共施設の利用制限について、運営指針として規定したものであります。

第8条は、町民等に対する支援等であり、町民等が暴力団の排除のための活動に自発的かつ相互の連携を図って取り組めるよう必要な支援を行うことを規定したものであります。

第9条は、青少年に対する教育のための措置であり、暴力団の加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、中学校での教育や青少年に対する指導、教育のための措置を講ずるための必要な支援を行うことを規定したものであります。

第10条は、暴力団員等に対する金品等の供与の禁止であり、町民が暴力団の威力を利用する目的等で、暴力団員等に金品その他財産上の利益を供与する行為の禁止を規定したもので

あります。

第11条は、公共事業等事業者の責務として、公共工事等の事業者が、暴力団員等を公共工事等に従事させることを禁止するとともに、公共工事等の事業者が暴力団員等から不当要求を受けた場合の通報措置を規定したものであります。

第12条は、規則への委任について規定したものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 2番、益子です。

前の全協のときにも申しましたが、これから結局、本庁舎並びに消防庁舎をつくるというような事業をやられると思うんですが、過去にもいろいろなことをやってきたと思うんですが、直接は暴力団的な企業が参加していなくても、間接的にその企業、建設に参加しているという場合が結構あるんですね。表向きはまともな会社のように見えるけれども、実際に裏は違うというのがあります。本町内においてもそういうあれがありますし、あとは政治結社、暴力団と名乗るといのは余り少ないですから、政治結社として、また右翼政治結社なんかと一緒にやっている場合があります。そういうものに、うわさだとかそういうので知った場合、どういう対処法を持って当たるのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） これは我々としては、この調査といいますか、そういう暴力団だという、そういう区別するのはなかなか難しいですね、ですから警察に頼らざるを得ないのかなというふうに思っております。警察のほうといろいろ相談して、こういう事業者が入ってこないように、これから、今言ったようないろいろな事業がございますので、対処してまいりたいと思います。

議長（川上要一君） 暴力団排除条例制定についての質問をお願いします。そういうことにおいて暴力団に対応していくという条例を決めるわけですから。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 今、議長から注意を受けたんですが、やっぱり過去にもここであると

思うんですけれども、産廃処分場の問題もありますし、これも暴力団が持ち込んだやつですよ、ごみは、不法投棄は。それが結局、こういう社会問題になっているわけですから、やっぱりそのところを警察がきちんとやるということは当たり前のことなんですけれども、やっぱりそういうことを踏まえて、幾らこういう条例をつくってもそれが起動しないと何もならないということになります。もう二十数年たっても今までそういうのが解決していないんですから、そういうこともあるので、私は質問をしているわけなんで、やっぱりその辺のちゃんとした態度を示していただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 確かにそのとおりであります。そういうことで、那珂川町は発注する公共事業等からの暴力団員の排除に関する合意書を警察署と結んでおります。そういうことで対処しているところであります。

議長（川上要一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第9、議案第7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関

する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、2点からなり、第1点目は去年の人事院勧告により、職員の病気休暇の取得期間を90日以内とするもの、第2点目は、東日本大震災を機に見直したもので、職員の特別休暇のうち、災害休暇において、職員が避難を要する場合、家族の生活に必要な水、食料等を確保する場合、交通機関等の事故により勤務できない場合、これらの場合に特別休暇を取得することができるものとしております。

改正内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、病気休暇及び特別休暇の改正を行うものであります。

第1点の病気休暇の改正は、条例第13条の改正で、休暇期間の改正とともに、通算期間を規定したものであります。

休暇期間の改正は、病気休暇のうち公務または通勤中の負傷、疾病を除く病気休暇を特定病気休暇とし、この特定病気休暇を取得できる期間を90日以内とするものであります。

病気休暇につきましては、悪性新生物や精神及び行動の障害など、8項目の症病については、附則において180日とされていましたが、民間企業においてはおおむね90日間が主流であることに準拠し、また、長期の療養を必要とする場合は休職によるべきものであるとして、休暇期間の例外を設けないものとするものであります。

第2点の特別休暇に関する改正は、別表、第1に規定する特別休暇の改正で、災害休暇の事由を拡充する改正であります。勤務しないことが相当である災害休暇として、さきの東日本大震災を機に見直され、職員が自宅の復旧作業等を行う場合のほか、3項目について改正され、一時的に避難している場合、また、職員の家族の生活に必要な水や食料の不足のため、職員以外でこれらの確保ができない場合、さらに、交通機関等の事故において、危険回避す



る場合の3項目を盛り込むものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

なお、参考資料として、新旧対照表を添付してありますので、ごらんいただきます。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第10、議案第8号 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年5月20日付で、東日本大震災に係る特別財政措置法が施行され、その中において、災害援助貸付金の特例措置が設けられました。また、平成23年7月29日付で、災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律が施行され、支給対象となる遺族の範囲の改正等に伴い、那珂川町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細については担当課長より補足説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 那珂川町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

改正の内容は、第1として第4条に災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、兄弟姉妹を加えるものです。

第2として、附則第3号の償還期間について、10年から13年とし、据え置き期間を3年から6年、その他の事情を勘案して定める場合として5年とあるものを8年とするものです。

第3として、保証人の取り扱い、利率の引き下げについてです。据え置き期間経過後の利率は通常3%とされていますが、東日本大震災の被災者については、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年1.5%とするものです。

第4として、附則第4号の償還免除の事由の特例追加であります。通常の償還免除の事由は、借り受け人が死亡したこと、または、重度障害により償還できなくなったと認められることであります。

東日本大震災の被災者への貸し付けについては、支払期日等、到来から10年経過後において、なお無資力またはこれに近い状態にある、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合も免除事項に該当することになります。

また、附則はこの条例の適用を平成23年3月11日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第11、議案第9号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第12、議案第10号 平成23年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第13、議案第11号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第12号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第15、議案第13号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第16、議案第14号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第17、議案第15号 平成23年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上、7議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま一括上程されました、議案第9号から議案第15号 平成23年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、国・県補助事業費の追加認定になったもののほか、災害対応経費や年

度末までの需要を勘案し、予算化するものであります。

その補正額は、8,800万円となり、補正後の予算総額は87億600万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は、農林水産業費で、国・県の補助認定となったもので、東日本大震災農業生産対策事業費は、放射性物質吸収抑制土壌改良剤導入補助金、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費は、三輪地区用水路工事及び板山地区揚水機交換工事費など3,525万8,000円を計上しました。

第2は、商工費で、ふるさと雇用再生特別事業費や、緊急雇用創出事業費など、県支出金の追加認定によるもので、2,765万9,000円を計上しました。

第3は、教育費で、地震により被災した小川小学校ランチルームの耐震化補強、大規模改修工事に向けた設計委託料のほか、体育施設維持管理費など958万2,000円を計上しました。

また、災害復旧については、観光施設及び社会教育施設などの災害復旧事業に要する経費390万6,000円を計上するものであります。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、それらに要する財源は分担金、国・県支出金、繰越金を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。事業費確定に伴う委託料の減額や、放送センターの空調設備工事及び道路拡張に伴い幹線の移設工事費など900万円を計上するもので、その財源は、繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、3億7,900万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、老人保健医療費拠出金、介護納付金、一般被保険者償還金に600万円を計上するもので、その財源は、繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、20億5,900万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。東日本大震災に係る保険料の減免及び介護給付費の減免措置に要する経費に400万円を計上するもので、その財源は、国庫支出金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は12億9,400万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。放射能汚染に対する経費として、放射能分析手数料及び汚泥処理の委託料を700万円計上するもので、その財源は、繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、3億2,800万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。放射能水質調査手数料及び中部浄水場初め4施設の災害復旧工事費として1,500万円を計上するもので、その財源は、繰越金を充当いた

しました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、2億1,700万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。放射能水質調査手数料を計上し、その財源は水道使用料を充当いたしました。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。補正予算書の8ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

12款、分担金及び負担金、1項2目農林水産業費分担金の補正額は、346万円で、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費に係る受益者分担金です。

14款国庫支出金、2項6目農林水産業費国庫補助金の補正額は1,903万円の増で、戦略作物生産拡大関連基盤、緊急整備事業費に係るものであります。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は45万7,000円の増で、東日本大震災、農業生産対策事業費に係るもの、5目商工費県補助金は2,677万9,000円の増で、ふるさと雇用再生特別事業費及び緊急雇用創出事業費の追加交付に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,792万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は35万円の増で、橋りょう維持費は那須烏山市負担分であります。

9ページに入ります。歳出に入ります。

3款民生費、2項2目、児童措置費の補正額は、122万3,000円の増で、馬頭放課後児童クラブ運営事業費は、追加認定されました緊急雇用創出事業により、指導員1名分の賃金を計上するものであります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は277万2,000円の増で、健康管理センター管理費は、健康管理センター空調施設整備工事費及び複写機器保守点検委託料で、今後の状況を勘案し、増額するものであります。

5 款農林水産業費、1 項 3 目農林振興費の補正額は、45万8,000円の増で、東日本大震災農業生産対策事業費は、放射性物質吸収抑制土壌改良剤を導入するトマト及びイチゴ農家に補助する費用、5 目農地費の補正額は3,480万円の増で、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費は、三輪地区用水路工事及び板山地区揚水機交換工事に要する費用であります。

6 款商工費、1 項 1 目商工総務費の補正額は2,555万6,000円の増で、緊急雇用創出事業費は、追加認定により那珂川町観光ガイドブック作成業務及び地域情報観光情報発信業務委託により雇用を創出するもの。

10ページに入ります。

2 目商工業振興費の補正額は148万円の増で、商工業振興費は、商工会館災害復旧工事の4分の1を補助する経費、3 目観光費の補正額は62万3,000円の増で、ゆりがねの湯管理費は施設の管理委託料、ふるさとの森公園管理費は、被災施設の修繕費や公園、池の給水ポンプ工事費等を計上いたしました。

7 款土木費、2 項 4 目橋りょう維持費の補正額は70万円の増で、国土交通省定期検査により指摘のあった大松橋、八溝大橋の護岸改修工事に係る費用、4 項 2 目公園費の補正額は70万円の増で、公園管理費は、地震により被災した馬頭公園展望台及びあずまやの修繕工事に係る費用、5 項 1 目住宅管理費の補正額は620万円の増で、町営住宅等管理費は、火災による町営古館住宅の修繕及び老朽化が著しい町営愛宕住宅、町有上郷地住宅の解体工事に係る費用を計上いたしました。

11ページに続きます。

9 款教育費、2 項 3 目学校施設整備費の補正額は350万円の増で、小川小学校施設整備費は、ランチルーム耐震補強、大規模改修工事設計委託料に係る費用、5 項 2 目公民館費の補正額は46万9,000円の増で、公民館活動費は久那瀬公民館、大山田上郷公民館、下芳井公民館の修繕工事の3分の1を補助する費用、3 目図書館費の補正額は178万9,000円の増で、図書館管理運営費は、小川図書館新規オープンに伴い9月からの運営費を計上いたしました。

5 目山村開発センター管理費の補正額は85万1,000円の増で、山村開発センターのロビー、屋根の雨漏り防水改修工事に係る経費、6 項 1 目保健体育総務費の補正額は60万円の増で、体育振興費は第1回少年少女レスリング大会報賞品費及び馬頭ウイング全国大会等出場補助に係る経費、2 目保健体育施設費の補正額は237万3,000円の増で、体育施設維持管理費は、馬頭西体育館ほか、施設の消防施設修繕費及び工事等を計上いたしました。

12ページに続きます。

10款災害復旧費、4項1目観光施設災害復旧費の補正額は242万6,000円の増で、観光施設災害復旧事業費は、ふるさとの森、ふるさと館の屋根がわら、柱、けた等の災害復旧修繕工事に係る費用、5項2目社会体育施設災害復旧費の補正額は148万円の増で、社会教育施設災害復旧事業費は、小川体育館補強鉄柱修繕工事及び小川武道館窓枠修繕工事等に係る費用を計上いたしました。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（増子定徳君） 続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越金900万円を増額するものであります。

次に、9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は900万円を増額するものです。900万円は、ケーブルテレビ施設管理運営費で、指定管理者選定委員会委員報償費、東電柱、N T T柱等、共架の本数確定による共架料、放送センター編集室等の空調設備工事費、田町三枚畑地区国道バイパス工事に伴う光ケーブル線移設工事費ほか、震災の影響による東電柱等の移設に伴うケーブル線移設工事を見込んでの増、及び機器補修並びに業務委託の執行による不用額の減額によるものであります。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 続きまして、国民健康保険特別会計予算について補足説明をいたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は600万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金の補正額は6万1,000円の増で、実績医療費拠出金の確定によるもの、6款介護納付金、1項1目介護納付金の補正額は579万6,000円の増で、介護保険法の規定に基づく、本年度納付金の額の決定によるもの。

11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は14万3,000円の増で、平成22年度

出産育児一時金の清算によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 続きまして、那珂川町介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 8 ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入から説明をいたします。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は200万円の減で、東日本大震災の被災者の保険料の減免によるものです。

3 款国庫支出金、2 項 5 目災害臨時特例補助金の補正額は600万円の増額で、保険料及び介護サービス、食費、居住費等の減免分に対し、補てんされるものであります。

9 ページ、歳出について説明いたします。

7 款諸支出金、3 項 1 目災害臨時特例減免措置負担金は400万円の増で、介護サービスの食費、居住費の免除にかかわるものであります。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） 続きまして、那珂川町下水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の 8 ページ、事項別明細書により、歳入からご説明申し上げます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は700万円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出ですが、1 款水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は700万円の増で、施設管理費は放射性物質の暫定基準値を超えた下水道汚泥の処理運搬に要する費用、並びに下水道汚泥での放射性物質検査に要する費用であります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の 8 ページ、事項別明細書により歳入からご説明申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は1,500万円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出ですが、2 款水道事業費、1 項 1 目簡易水道管理費の補正額は1,500万円の増で、維持管理費は、簡易水道 8 施設の放射性物質の水質検査に要する費用、災害復旧事業費は、6 月議会において補正予算の議決をいただきました小川地区中部簡易水道配水地ほ



か、3件の災害復旧事業に係る附帯工事に要する費用であります。

以上で簡易水道特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書の3ページ、補正予算実施計画収益的収入及び支出の収入からご説明いたします。

1款水道事業収益、1項1目給水収益。

2款東部地区簡易水道事業収益、1項1目給水収益の補正額はともに55万円の増で、水道使用料収入でございます。

次に支出であります。1款水道事業費用、1項1目原水及び浄水費。

2款東部地区簡易水道事業費用、1項1目原水及び浄水費の補正額はともに55万円の増で、放射性物質の水質検査に要する費用であります。

4ページは、資金計画であります。ごらんいただきたいと思っております。

以上で一般会計と特別会計及び水道事業補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

議長（川上要一君） 再開いたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、会計名、予算書のページをお示してください。

質疑はございませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今議長の言うようにページを言えと言われたんですが、全体的に1点

だけ確認したいと思うんですが、きのうの質問の中でも答弁があったように、工事に伴う設計委託工事費で1,000万円を超えないものについては、やはり町内企業を優先とするという考え方で当たるのかどうなのか、その1点だけ確認していきたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 基本的にはそのとおりです。

議長（川上要一君） よろしいですか。ほかにございせんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 一般会計の8ページの右からなんですが、2、6、4とあるんですが、それで説明があるんですが、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業分担金、その下に戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業、あとは東日本大震災農業生産対策事業費、あとはふるさと雇用再生事業特別費ということがあるんですが、先ほど内容について詳しい説明がなかったものですから、説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長補佐。

農林振興課長補佐（穴山喜一郎君） 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業につきましては、今年度事業採択になったものでございまして、戸別補償制度の実施に伴いまして、仕事を整備することにより、戦略作物の生産拡大を図ることを目的としています。

箇所につきましては、三輪地区と小口板山地区、2カ所の工事を予定しております。

以上です。

議長（川上要一君） よろしいですか。そのほかございせんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） まず、一般会計9ページ、児童福祉費の児童措置費の中の馬頭放課後クラブ運営事業費なんですが、これは指導員1名追加ということで、追加の指導員を含めて現在何名になるかということと、それから、10ページの住宅費の中の住宅管理費なんですが、町営住宅管理費として620万円ということなんですが、それぞれ火災を受けた古館住宅、愛宕住宅、上郷地住宅の解体ということですが、それぞれの事業費の内訳を詳しく教えていただきたいと思います。

それから、放射能測定関係なんですが、下水道事業特別会計の中の7ページ、歳出で放射能測定をどのぐらいの頻度でされるのかということと、それから、汚泥処理、要するに基準値を超えた汚泥処理にどのぐらいかかるのか、現在はかっている基準値超えの汚泥はどのぐらいあるのかということをお伺いいたします。

それから、簡易水道事業なんですけど、こちら9ページ、こちら8施設の検査ということですが、どのくらいの回数を予定しているのか。現在既に検査されているのであれば、その数値はどの程度出ているのかをお伺いいたします。

それから、最後に水道事業会計も同じように放射能測定回数、それと、測定値が出ているのであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 馬頭放課後児童クラブの指導員でございますが、1名5回、増員いたしまして、従来3名おりましたので、4名の体制でお子様等を見ているように聞いております。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） では、住宅管理費の内訳を申し上げます。

15節の工事請負費の内訳ですが、まず古館住宅の1の5号棟の火災による修繕で120万円、町営愛宕住宅及び町有上郷地住宅解体を6棟で500万円を計上しております。

以上です。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） まず、下水道事業特別会計の放射能分析回数ですが、9月から3月まで予定しております。

下水の汚泥の基準値でございますが、5月には400ベクレルほどあったわけですが、8月以降、140から110ベクレルに低下しております。汚泥量につきましては、大体月30トン程度排出しております。

次に、簡易水道特別会計の、やはり放射能分析回数ですが、これにつきましては、9月から3月まで予定しております。

測定値につきましては、ヨウ素、セシウムとも現在は検出されておられません。

それと、水道事業会計でございますが、これも放射能の分析につきましては、9月から3月まで、水質につきましては、放射能は現在検出されておられません。

以上です。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 一般会計のほうですが、放課後事業クラブ運営事業の中の指導員を1名増加という件なんですけど、従来いらっしゃる3名の指導員の方と、雇用形態がこれは緊急

雇用ということで変わってくるのかなと、そのあたりは従来いらっしゃる指導員の方の雇用形態と変わることがないのかどうかを1点お伺いいたします。

それから、町営住宅の件なんですけれども、古館住宅のほうの改修に120万円ということなんです、こちらは保険に入っていると思うんですが、保険の充当の分はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

それから、各下水道と水道関係の放射能測定のことを聞いたんですが、これは月1回ということで、月何回程度測定されているのか、もう一度それぞれ教えていただきたいのと、現在、基準値を超えた汚泥は出ていないので、そのまま広域のほうに持ち込んでいるのか、広域のほうでは乾燥汚泥として堆肥にするところが、その先が被災を受けているのでたまっている状況ということを少し聞いているんですが、その関係で汚泥の処理はスムーズにしているのかどうかということをお伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 新たに1名増員しました指導員さんにつきましてはの雇用形態でございますが、従来の3名の方と雇用条件等につきましては同じように取り扱っております。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） 歳入の関係でご説明申し上げます。これは町村会の保険に入っております、清算後に確定されるものと思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） まず、水道施設の放射能の検査につきましては、月1回を原則とし、予備的に放射能が高くなった場合に対応できるように2回ほど余分に計上しております。

それと、下水道の汚泥でございますが、小川処理区につきましては、産廃処理の方法に従って処理しているわけでございますが、馬頭処理区につきましては、広域に持ち込みまして、一般廃棄物と合わせて処理したわけでございますが、今回、放射能濃度が高くなったということで、堆肥化できないということになったものですから、馬頭処理区につきましては、産業廃棄物の処理の手法に従って処理するわけでございますが、それに伴いまして、費用が1トン当たり2万円ほど高くなるものですから、その小川処理区の差額と、それとあと馬頭処理区の産業廃棄物処理に伴います追加費用、それを今回計上したわけでございます。

以上です。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 放課後児童クラブの指導員は、従来いらっしゃる方と同じ雇用形態ということで、その勤務形態も同じということで考えてよろしいのでしょうか。4名でローテーションして3名配置ということでよろしいのか確認させていただきます。

それから、汚泥の件なんですけど、ちょっとよく聞こえなかったんですけど、1トン当たり2万円増になったということでもよろしいんですね。小川処理場の分は、放射能の基準値は超えていないので、従来どおりで、馬頭処理の分だけ基準値を超えたということの理解でもよろしいのでしょうか、再度質問させていただきます。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 議員ご指摘のとおり、3人体制でローテーションを組んでという形で勤務をお願いしております。ただ、緊急雇用創出事業、全額国から交付金としてくる事業でございますので、ある程度その予算額を消化するというところで、若干その出る日数が多くなるとか、最終的にそういうふうな若干の違いは出てくる可能性はあると思います。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） まず、小川処理区につきましては、産業廃棄物扱いで、そういった処理業者に委託しておりました。放射能濃度が高くなりましたので、やはりその処理につきましては従来どおりの方向でしておりますが、馬頭処理区につきましては、広域に持ち込みまして、一般廃棄物とあわせて処理できる、そういう法制度になっておりましたが、ただ、広域につきましては、最終的に堆肥化することが広域でそういう扱いになっておりましたが、ただ、堆肥化する場合には一定濃度以下の放射能を含んだ物質に限られますので、その濃度を超えたということで、今回、小川処理区と同様の産業廃棄物扱いで処理するわけでございます。

以上です。

議長（川上要一君） ほかに質疑ございませんか。

3番、塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 介護保険料のほうなんですけれども、8ページと9ページ、災害臨時特例補助金で600万円と、それから、災害臨時特例減免措置負担で400万円が上がっているわけなんですけれども、400万円が計上されておりますが、これは何名分をお聞きしたいんです。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 減免の内訳でございますが、全壊8名、それから半壊70名、それから、税制緊急対応ということで、固定資産税等の減免等もございますので、280名の対象者の減免を見込みまして200万円、第1号保険者の保険料を減額しております。

それから、600万円につきましては、その人数相当分の保険料及び介護サービス、食費、居住費等の減免分が国庫支出金として補てんされるという意味でございます。

それから、その中で、介護サービスの中での食費、居住費等の免除にかかわるものにつきましては、新たに災害臨時特例減免措置負担金という形で設けまして400万円計上していくという内訳でございます。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第9号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成23年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成23年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（川上要一君） 日程第18、認定第1号 平成22年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第2号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第3号 平成22年度那珂川国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第4号 平成22年度那珂川町老人

保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第5号 平成22年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第6号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第7号 平成22年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第8号 平成22年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、認定第9号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、認定第10号 平成22年度那珂川町水道事業決算の認定について、日程第28、認定第11号 平成22年度那珂川町武茂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第29、認定第12号 平成22年度那珂川町大内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第30、認定第13号 平成22年度那珂川町大山田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、13議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました認定第1号から認定13号 平成22年度那珂川町一般会計及び各特別会計、水道事業会計並びに各財産区特別会計の決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

さて、昨年度は、那珂川町が誕生して5周年を迎えましたが、私は、那珂川町長に就任して以来、住民参加のまちづくり、協働のまちづくりを念頭に町振興のために鋭意取り組んでいるところであります。

この間、各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め町民の皆様のご協力、また、各般にわたり、国、県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます。

さて、昨今の社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、情報通信技術の飛躍的な進歩による高度情報化、国民の生活様式や価値観の変化などにより行政需要はますます多様化し、目まぐるしく変動しております。

また、本年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害があり、当町においても大きな被害を受けましたので、その対策及び早期の復旧に向けて、努力しているところであります。

あわせて福島第1原子力発電所の事故により、今なお安全の確保や不安の解消が図られて



いない現状であり、すべての人々が安心とゆとりを持って暮らせるような社会の構築や個性のある地域社会づくりが強く求められているところであります。国においては、民主党政権による国の財政再建のための事業仕分けが引き続き行われるなど、地方にとってもその成り行きを注視してきたところであります。

一方、長引く景気低迷による経済危機対策として、地域活性化・きめ細かな交付金事業、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業等の対策が図られ、町としてもこれらに対応するため積極的に取り組んだ次第であります。昨年度は地方再生対策費にあわせ、新たに雇用対策・地域資源活用臨時特例債が創設されたため、地方交付税は増加しておりますが、町税の減収や国庫補助金の削減など、財政力の乏しい地方自治体にとっては、国の目的とする地方地自体の財政自立とは裏腹に厳しさを増す状況を招いております。

このような厳しい財政状況であります。那珂川町総合振興計画後期計画と那珂川町過疎地域自立促進計画を平成22年度に策定し、これに基づき豊かな自然と文化に育まれ、やさしさと活力に満ちたまちづくりを基本テーマとして、各種の施策を着実に推進してまいりました。

また、まちづくり3大プロジェクトでは、地域高度情報化推進プロジェクトにおきましては、合併後の最重要事業として、ケーブルテレビ高度化事業に取り組み、今年度はアプリケーション計画をもとに、ケーブルテレビの有効活用に努めました。

また、平成23年度から制作業務の一部を民間委託にすることとし、将来の指定管理者制度への移行に向けた取り組みを進めてまいりました。ケーブルテレビにつきましては、順調に放送網が整備されましたので、各種のサービスを提供することができることから、今後とも放送内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

自然環境との共生推進プロジェクトにおきましては、那珂川町環境基本計画に基づき、環境のまちづくり推進会議を開催するとともに、太陽光発電等設備導入補助制度を創設し、環境にやさしいまちづくりに新たに取り組みました。

また、宇都宮メディアアーツ専門学校と学官連携により、環境教育用小冊子を作成し、小学校4年生の教材に供するなど事業推進に努めました。

行財政改革推進プロジェクトでは、行財政基盤の強化及び地方分権化に対する効率化、効果的な行財政システムへの転換を図るため、那珂川町行財政改革推進計画に基づき、平成22年度は給食センターの調理業務を民間委託するなど鋭意取り組んでまいりました。

また、安心・安全なまちづくりを進めるため、小川中学校の屋内体育館改築・校舎の耐震

化事業、馬頭東小学校の屋内体育館の耐震補強及び大規模改修事業や、町道日向線、谷田住宅2号線の整備事業を実施しました。住民生活の利便向上のため、昨年10月からデマンドタクシーの実証運行開始や、緊急経済対策事業としての中小企業振興資金事業の拡充など特色あるまちづくりに努めました。

平成22年度に実施いたしました、各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なものは、第1は、地方交付税で37億266万5,000円、第2は、町税で19億9,175万7,616円、第3は、町債で9億260万2,000円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は、民生費で19億2,842万920円であり、障害者福祉、老人福祉などの各種の社会福祉事業、新たに創設された、子ども手当支給事業費や子育て環境を充実するための保育園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は、総務費で16億4,675万2,280円であり、デマンドタクシーの実証運行などの交通対策事業、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金のほか、総務管理費などが主なものであります。

第3は、教育費で12億4,763万4,819円であり、小川中学校屋内体育館改築工事や校舎耐震工事などの小川中学校整備事業、馬頭東小学校体育館耐震補強及び大規模改修事業などを初めとする学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要する経費などが主なものであります。

その決算の内容であります。歳入総額は92億4,042万4,930円、歳出総額は86億5,597万2,527円で、歳入歳出差引額は5億8,445万2,403円、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として8,891万1,000円で、実質収支額は4億9,596万1,403円となりました。

なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定により、基金繰入額として2億6,000万円を財政調整基金として繰り入れました。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。放送センターの管理運営を図るとともに、各種のサービスを提供しました。

その決算の内容であります。歳入総額3億2,858万5,953円、歳出総額3億947万7,817円で、歳入歳出差し引き額は1,910万8,136円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養の給付のほか、健康管理センターを拠点とした各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための各種の保健事業

を積極的に推進しました。

その決算の内容であります、歳入総額21億478万7,921円、歳出総額19億9,610万8,539円で、歳入歳出差引額は1億867万9,382円となりました。なお、実質収支のうち、地方自治法の規定により、基金繰入額として5,000万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れました。

次に、那珂川町老人保健特別会計であります、後期高齢者医療制度への移行に伴い、老人保健法に基づく給付であり、医療給付1件を給付いたしました。

その決算内容であります、歳入総額52万1,900円、歳出総額43万1,456円で、歳入歳出差引額は、9万444円となりました。

なお、老人保健特別会計は、平成22年度をもって廃止となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。

その決算内容であります、歳入総額1億6,147万5,359円、歳出総額1億5,812万7,423円で、歳入歳出差引額は334万7,936円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります、65歳以上の被保険者は5,449人で、認定者は、要支援123人、要介護808人、合わせて931人を対象に、各種給付、支援を行いました。

その決算の内容であります、歳入総額13億8,685万4,039円、歳出総額13億2,745万6,489円で、歳入歳出差引額は5,939万7,550円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります、馬頭処理区の第2期工事のうち、田町地内の管渠工事として、延長913.5メートルを実施しました。

また、区域内の接続戸数は335戸となりました。

小川処理区につきましては、接続戸数は853戸で、施設の維持管理に努めました。

その決算の内容であります、歳入総額3億3,351万3,139円、歳出総額3億1,625万829円で、歳入歳出差引額は1,726万2,310円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります、農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。

平成22年度の経営状況は、排水戸数は226戸、排水処理人口は763人、年間処理水量は10万2,976立方メートルとなりました。

その決算内容であります、歳入総額4,504万1,381円、歳出総額4,276万4,891円で、歳入歳出差引額は227万6,490円となりました。

次に、那珂川町簡易水道事業特別会計であります。簡易水道事業として設置されている8施設における水道水の安定供給及び施設の維持管理に万全を期すとともに、配水管布設がえ工事や各種施設の整備事業を実施しました。

平成22年度の経営状況は、給水戸数2,876戸、給水人口8,705人に対し、70万3,289立方メートルを供給いたしました。

その決算の内容であります。歳入総額1億9,974万1,069円、歳出総額1億8,218万5,518円で、歳入歳出差引額は1,755万5,551円となりました。

次に、那珂川町水道事業会計であります。上水道と東部地区簡易水道において、給水戸数3,239戸、給水人口1万104人に対し、給水量95万1,301立方メートルを供給するとともに、配水管布設がえ工事や各種施設の整備事業を実施いたしました。

収益的収支につきましては、収益2億1,844万8,784円に対し、費用1億9,389万7,678円で、2,455万1,106円の純利益となりました。

次に、那珂川町武茂財産区、大内財産区、及び大山田財産区特別会計であります。3つの財産区を廃止したことにより、財産区固有の審議機関が消滅したため、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

その決算の内容であります。武茂財産区特別会計については、歳入総額、歳出総額とも81万2,670円で、歳入歳出差引額は、ゼロとなりました。

歳出の主な内訳は廃止により、一般会計へ繰り出したものであります。

また、所有していた土地87万7,948平米及び立木4万6,411立米については、町へ移管したものであります。

大内財産区特別会計については、歳入総額、歳出総額とも530万2,905円で、歳入歳出差引額は、ゼロとなりました。

歳出の主な内訳は廃止により、一般会計へ繰り出したものであります。

また、所有していた土地38万3,856平米及び立木1万8,641立米については、町へ移管したものであります。

大山田財産区特別会計については、歳入総額、歳出総額とも1,212万9,277円で、歳入歳出差引額は、ゼロとなりました。

歳出の主な内訳は、廃止により一般会計へ繰り出したものであります。

また、所有していた土地37万7,977平米及び立木2万2,935立米については、町へ移管したものであります。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げましたが、これらの決算につきましては、監査委員の決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第13号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができるとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第13号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができると決定いたしました。

ただいま、議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10号第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで本会議の休会についてお諮りいたします。

8日から11日までの4日間は決算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、8日から11日までの4日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

8日から11日までの4日間は本会議を休会といたします。

次に、本会議は9月12日の午後2時といたします。

#### 散会の宣告

議長（川上要一君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

散会 午前 11時59分